

湖山西地区社会福祉協議会規約

〈 名称及び事務所 〉

第1条 この会は、湖山西地区社会福祉協議会と称し、事務所は湖山西地区公民館内に置く。

〈 目 的 〉

第2条 この会は、湖山西地区内における社会福祉事業の効率的な運営と組織的な活動を促進し、地区内における社会福祉の増進を図ることを目的とする。

〈 組 織 〉

第3条 この会は、湖山西地区に在住する者をもって組織する。

〈 事 業 〉

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉増進のため必要な企画、調査研究。
- (2) 社会福祉に関する諸機関、諸団体との連絡調整。
- (3) 共同募金事業への協力。
- (4) ボランティア活動及び民間奉仕者との連絡調整。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

〈 役 員 〉

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若 干 名
- (3) 常任委員 若 干 名
- (4) 監 事 2 名

〈 役員等の選出 〉

第6条 役員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、総会において選出する。
- (2) 常任委員は、自治会長・公民館長・民生児童委員協議会長・老人クラブ連合会長等がこの任にあたる。
- (3) 理事は、各町内会（区）長がこの任にあたる。
- (4) となり組福祉員は、各町内会から選出する。
- (5) 監事は、自治会の監事がこの任にあたる。

〈 役員等の任務 〉

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 常任委員は、事業の運営について意見具申等を行う。
- (4) 理事は、事業の推進等本会の会務にあたる。
- (5) となり組福祉員は、ボランティア活動の企画及び実践にあたる。
- (6) 監事は、この会の会計及び業務執行状況を監査する。

〈 顧 問 〉

第8条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に答える。

〈 役員等の任期 〉

第9条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

〈 会 議 〉

第10条 会議は、総会・役員会とし総会の議長は総会にて選出する。ただし、役員会の議長は会長とする。

〈 総 会 〉

第11条 総会は、役員及び理事、となり組福祉員の代表をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催、臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。議決権の行使を委任したものは、総会の構成員とみなす。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) その他必要と認めた事項。

〈 役 員 会 〉

第12条 役員会は、会長・副会長・常任委員をもって構成する。

- 2 会長は必要に応じて、本会の会務、事業運営について役員会に審議を求め意見を問うものとする。

〈 経 費 〉

第13条 この会の経費は、助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあ
てる。

〈 会計年度 〉

第14条 この会の、会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

〈 事務局 〉

第15条 この会に、事務局を置き、職員を置く事ができる。

2 職員は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 職員は、会長の命を受けて、庶務、会計の事務を行う。

[付 記]

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

平成9年5月21日 一部改正。

平成13年5月19日 一部改正。

平成17年5月15日 一部改正。

平成21年5月10日 一部改正。

平成22年5月8日 一部改正。

平成28年2月13日 全部改正。